

みんなの声

平成18年7月に、県土整備部に寄せられた県政提言への取り組み状況について掲載しました。

ご提言いただきありがとうございました。

“みんなで創る”みんなの県土

これからも皆様の声を大切に、県土づくりを進めてまいります。

opinion/idea/proposal/recommendation

鶴住居から遠野の県道では、歩道に4輪が停車しているし、国道45号線と県道が交わる所の溝部に色がついていない。危険が多く、セニアカーが通れない歩道があり、障害者の市内探索の妨げとなっている。

2006/7/6／文書

御提言のありました溝部への着色については、国道45号に隣接することから、道路を管理している国土交通省へ内容を伝えたところ、溝部が民有地であり、国道区域内に着色するスペースがないことから実施が難しいという回答を得ています。

また、県道の幅員の狭い歩道部分については、今後、移動の利便性を確保するため拡幅が必要と判断していますが、家屋の移転や用地の協力が必要であることから早期の実施は難しい状況です。

なお、歩道上の通行の妨げとなる看板や放置自転車等については、沿道の商店や関係機関等の協力を得ながら、安全な歩行スペースの確保に努めています。

opinion/idea/proposal/recommendation

短い距離ですが、一戸～葛巻間は、川や谷間の険しい道になっています。葛巻は葛巻高原牧場・葛巻ワイン等、観光開発できる産業を持っているので、この区間を整備すれば、産業の配達業務が軽やかになる事が予想され、地産地消、産業効率の向上を達成できるし、土木事業にも投資できます。

2006/7/3／電子メール

ご要望の一戸～葛巻間については、一戸町奥通地区において幅員狭小となっており、改善を要する路線であると考えています。しかし、当地区は地形が急峻であり、抜本的な改良のためには大規模な事業となることが予想されることから、早期の改良整備は難しい状況です。

なお、奥通地区においては、雪崩発生による交通障害を防止するため、平成16年度から雪崩予防柵の設置を行っており、引き続き早期完成に努めています。

opinion/idea/proposal/recommendation

以前、「一関市東山町田河津夏山、国道343号線、鳶ヶ森トンネル奥州市よりの道路脇斜面の土砂崩れで、片側通行で不便な状態なので早く整備してほしい。」と提言したが、まったく進んでいない状態で不便である。予算がなくて工事が出来ないにしても、土砂崩れの恐れがあるのに見回り等、現場確認もなされていないよう見える。危機管理はどうなっているのか。

2006/7/19／フリーダイヤル

国道343号の土砂崩れ箇所については、復旧工法が決定し予算が確保できたことから、工事の発注準備をすすめており、早期に着手することとしています。

現場の管理については、土砂崩れが拡大する恐れがあることから落石防護柵を設置し通行の安全を確保するとともに、斜面の動きを計測する機器を設置して常に土砂の移動状況を監視し、危険と判断される場合は、

通行止め等の通行制限を実施することとしています。
また、斜面の確認や保安施設等が正常に機能するよう、道路パトロールにより現場確認を実施しています。

opinion／idea／proposal／recommendation

マンションが隣に建てられたが、広い面積の二階建ての側面が濃いグレーと白の縞模様で非常に美観を損ねる。緑も多く静かな住宅街に、目立つだけの目的で美観に配慮しない建築物を建てられては困る。町全体での住環境は皆のものだと思う。美観について県の方で守ってほしい。

2006/7/21／電子メール

opinion／idea／proposal／recommendation
宮古西道路計画について、宮古地方振興局に道路計画の為に調査した書類をほしいと言ったが渡してくれない。職員に「道路計画の妨害をするのか」等言われた。計画するにあたり、計画に携わった人・自然への影響・交通見込み量、その他いろいろな事を調べていると思うので、調べた資料を全て見せてほしい。

また、遺跡の調査もしたと聞いたのでその資料も見せてほしい。

2006/7/20／フリーダイヤル

宮古西道路の計画については、これまでに道路本体の設計、トンネルや橋梁等構造物の設計、環境調査、埋蔵文化財の分布調査、用地補償に係る調査を実施してきました。

これらの調査結果については、個人情報にあたるもの、希少野生動植物の生息地に関するものを除いて閲覧が出来ます。

御提言にあります資料を振興局担当者が準備中ですので、資料の閲覧について宮古地方振興局土木部道路整備チーム（電話 0193-64-2221 内線 306）までご相談願います。

県では、地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造を図り、美しい県土の実現の為、「岩手の景観の保全と創造に関する条例」を施行しています。この条例は、景観形成重点地域（山岳、高原、海岸等優れた自然及び歴史的文化遺産等を有する地域）や大規模建築工事（高さ 13m または述べ面積 3,000 m² を越えるもの）のような、景観形成に大きな影響を与えるものについて、事前に管内地方振興局へ届出を行っていただき、周辺の景観との調和や景観の向上が図られるよう指導するものです。なお、景観形成重点地域外の住宅、アパート等（高さ 13m 未満）は指導の対象となっていません。条例の内容及び重点地域の指定等については、最寄の振興局土木部でご相談に応じていますので、お気軽にお問合せください。

opinion／idea／proposal／recommendation

国道 456 号線、奥州市江刺区から一関市大東町近辺について、合併後なので「大東町役場まであと何キロ」の表示はおかしい「大東支所まであと何キロ」と表示するべきではないか。合併後にあった表示をしてほしい。

2006/7/28／フリーダイヤル

御提言のありました標識については、旧大東町が観光案内等のため、国道区域へ県の許可を受けて設置したものです。表示の内容について一関市大東支所へ伝えたところ、提言のとおり早急に修正するとの回答を得ています。県としては、標識の修正工事が安全で早期に完成するよう支援していきます。



盛岡市内の急傾斜地崩壊危険箇所に住んでいる住人です。

住宅裏手が山になっております。以前、県主催の急傾斜地崩壊危険箇所に関する説明会がありました。

その際、危険箇所に関して様々な説明がありましたが、対策工事をいつ頃どうするか等の話は曖昧なまま終わりました。

それから数年たちましたが、一向に工事等の対策の動きがありません。一方では、新聞で県の予算を説明する記事の中に、急傾斜地崩壊危険箇所の住民の移転促進云々の記述がありました。

そこで質問です。

岩手県は、急傾斜地崩壊危険箇所に関して、対策工事を施して安全確保をしていくこうとしているのか、それとも移転で解決しようとしているのか、どうなんでしょうか。もし後者であるなら、わずかな費用支援では、貧乏人がまた新たに土地や家屋を購入できるわけもなく、また何よりも、それほど危険な場所ならば、何故県はここに住宅地の造成を許可したのか納得できません。

この問題を他県の HP で見てみると、はっきりと対策工事を実施するという記述が、多くの県で見受けられます。

安全な県土づくりなどと政策で謳ってはおりますが、岩手県は、結局、予算がないから当事者負担で安全を確保しろということなのでしょうか？

明快なご返事をお待ちしております。

2006/7/19／電子メール

近年全国各地で土砂災害が続発していますが、本県でもがけ崩れ危険箇所を含む土砂災害危険箇所が 14,000 箇所以上あり、土砂災害対策が強く望まれています。

がけ崩れ危険箇所については、従前よりコンクリート擁壁等の施設整備を進めていましたが、その整備率はいまだに 15%程度にとどまっており、今後、

県の財政事情がさらに厳しくなる中で、全ての箇所を施設整備するためには、さらに膨大な費用と時間がかかる見込みとなっています。

このような状況におきまして、県としては、住民一人ひとりの安全な暮らしの確保を第一に考え、以下の方針で、ハード・ソフト施策を効果的に組み合わせ、土砂災害対策を着実に進めることとしています。

- ・土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定を進めて開発行為を制限し、住民にその地域に潜在する危険度を周知します。
- ・豪雨時等における避難判断のための「土砂災害警戒情報」を気象台と連携し提供します。

なお、このシステムにつきましては現在構築中です。

- ・ハード対策として、被災履歴のある箇所、公共施設、病院、保育所など 災害時要援護者施設のある箇所等を優先して施設整備を進めます。
- ・新たな取り組みとして、土砂災害特別警戒区域内にある住宅については安全な地域への移転を支援します。

のことにつきまして、御意見・御質問等ございましたならば岩手県国土整備部砂防災害課までお問い合わせ願います。

